

平成20年12月24日  
消 防 庁

## 「住宅用火災警報器設置推進基本方針」の公表

住宅火災による死者発生防止に有効な住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の早期普及は、国民の安全・安心を実現する上で極めて重要な課題です。

この課題に取り組むため、住警器の設置を推進し、もって住宅火災による死者の低減を図ることを目的として、「住宅用火災警報器設置推進会議」を開催したところ です。

この度、平成20年12月17日の第1回会議において、住警器の設置推進について、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、幅広い分野のあらゆる主体が総力を結集して国民運動的に取り組むべきであることを示した「住宅用火災警報器設置推進基本方針」及び「住宅火災死者の半減を目指して緊急アピール」が決定されました。

今後、基本方針に基づいた住警器の早期普及に係る取組を強力に推進することとしています。

なお、これらについて、消防庁長官から各都道府県知事及び指定都市市長あてに「住宅用火災警報器の設置推進について」を通知しています。

## 【添付資料】

- 1 住宅用火災警報器設置推進基本方針
  - (1) [住宅用火災警報器設置推進基本方針の概要](#)
  - (2) [住宅用火災警報器設置推進基本方針\(全文\)](#)
- 2 [住宅火災死者の半減を目指して緊急アピール](#)
- 3 [住宅用火災警報器の設置推進について（消防庁長官通知）](#)

※ 消防庁ホームページに掲載します。



【問い合わせ先】消防庁予防課  
担 当：地下  
T E L：03-5253-7523（直通）  
F A X：03-5253-7533